

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和5(2023)年8月30日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「前回、大麻の害悪について広報や指導教育が必要だという話があった。大麻は、神経が過敏になったり、幻聴が起きたりといった症状が見られるが、耐性があるので、どんどん量が増えて常習性が増し、満足しなくなって、もっと強い毒物、劇物、薬物に向かう導入口となっていく。ただ、医療用大麻の話や、世界的にみると合法化されたり、当局が管理するような体制で許されているところもある。そのような報道がマスコミでされると、「大麻を禁止してるのはおかしくないか。形式的に大麻取締法が残っているから警察が摘発しているだけじゃないのか。いずれ大麻の取締りはなくなるのではないか。」と若者が勝手な誤解をして、遊び感覚で使い始めるということがあるのではないかという懸念もある。指導、教育、広報はどこかがやらなくてはならず、同じように大麻、麻薬関係を扱う厚労省の麻取があるが、扱いの多い警察が主として広報や教育をしなければならぬと思う。また、教育委員会とのつながりという点でも、警察がそのつながりを通して広報したり協力したりするのが良いと思う。特に日大のアメフト部の事件だとか、芸能人が中学生の時からやってましたというような話が出たりすると、中高、特に高校生は、ものを分かっている時期なので、広報のしがいもあるというふうを感じる。

次に性加害問題について、芸能事務所の第三者委員会が調査報告書を出したということだが、数百人規模の被害者がいると思われるような事実認定は非常に困難を極めると思う。協力してくれるものでしか証拠収集ができないという限界があり、客観証拠もなく、裏付けが全くない状態で被害者とされる人達の話が基になって事実認定されている可能性があるのではないかという懸念もある。刑事事件の事実認定にも共通するが、推測で供述に信用性を見るケースもあるかと思うが、裏付け証拠が無い供述のみで認定されることは普通はない。警察には強大で証拠収集能力が高い捜査権限が与えられているということは貴重なことなので、十分活用して適性な捜査をしていただきたい。

次に選挙について、9月3日投開票となるが、形式的な文書違反だけでなく、実質犯の供応や買収の可能性もある。着眼点として、組織が脆弱なところほどお金を配るという傾向があると思う。特捜検事が利益誘導したというような報道もあり、やりにくくなっていると感じることもあるかもしれないが、利益誘導などせず、組織力と熱量でもっ

て勝負していただきたい。

最後に処理水の海洋放水の関係で、中国から大量の嫌がらせ電話が入っているとの報道がある。電話を受けた方が警察に相談しているような話があったが、国際的問題で大変だと思うが、ぜひ寄り添ってお話を聞いていただきたいと思う。ある専門家の方が、「例えば、故障して事故を起こした車について、これ直したから安全ですよと言ってもだれも信用しないでしょ。墜落した飛行機と同じ種類だけど安全ですよと言っても誰も信用しないでしょ。だから、原発事故が起きてから、あとは安全ですよという話をしてもなかなか信用されないんだ。」というようなことを話していた。これを聞いたとき、警察不祥事についても、報道されれば信用を失う、信用を失ってから、いや、ちゃんとやっていますと言ってもなかなか信用を回復するのは難しいということと似てると感じたので、今後の非違事案防止の参考として欲しい。」

旨の発言があった。

### 【警務部議題】

#### ○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和5年7月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年7月中の受理は3件で、内容は警察官等の言動に関するもの及び刑事事件の捜査に関するものであった。7月中における処理は4件であった。」旨の報告があった。

### 【生活安全部議題】

#### ○ NTT東日本岩手支店からの特殊詐欺被害防止チラシの贈呈について

警察本部から、「NTTでは、特殊詐欺は固定電話を介して被害に遭うケースが多いという実情を捉え、70歳以上の高齢契約者と70歳以上の家族と同居している契約者に対して、ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストサービスの月額利用料と初期工事費を無償で提供するサービスを行うこととなり、このサービスの紹介を含めた被害防止広報啓発チラシ9,000枚の提供を受け、広報活動に活用させていただくものである。」旨の説明があり、決裁した。

#### 《 委員発言 》

「チラシの内容が非常に良いと感じた。自分も数年前から固定電話で留守番電話を設定するというをやっている。最初は居るのに出ないという罪悪感を感じていたが、誰かなと思って聞いていると、本当に用事のある方は留守電に用件やまた電話する旨を残してくれるが、用のない人は留守電のアナウンスが流れた途端に切る方が結構多いので、それではたいしたことなかったんだなと思えるようになった。おそらく高齢者は、家の電話が鳴ったときに取らないことへの罪悪感というのをものすごく感じているので、みんなそうしていると言ってもらえると安心すると思う。それから自分は最近、必要な電話で自分の電話番号を伝えたときには、「留守電になっていますので、メッセージに残してください」と相手方に頼むようにしている。そうすると居ても居なくても必要な人は留守電に入れてくれるので、途中からでも「はい」とでられるような感じになる。このようなことを教えていくと、高齢者は留守電にするのに若干抵抗が低くなるのではないかなと思う。このようにNTTや

警察からチラシをもらって説明を受ければ、きっと留守電で対応する人は増えてく  
ると思う。」

《 委員発言 》

「このようなサービスをN T Tが提供してくれるのは非常に良いことだと思うが、  
最後は様々な機能がついた電話機が安く手に入るのが一番かなと思う。あるいは、  
それを買うための費用や補助が出るというのが望ましく、そこまで進めばだいぶ効  
果的ではないかと思う。」

【交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程及び訓令並びに行政手続法に基づく審査基  
準の一部改正について

警察本部から、「災害対策基本法施行令の改正により、災害対策基本法で定められてい  
る緊急通行車両の確認手続が改正されることから、岩手県公安委員会の事務の専決に関す  
る規程のほか、行政手続法に基づく審査基準の一部改正について、公安委員会の決裁を仰  
ぐものである。

始めに、災害対策基本法施行令の改正について説明する。今回の改正により、これまで  
災害発生時に行われていた緊急通行車両の確認が、災害発生前にできることとなり、速や  
かに災害現場へ向かうことが可能となった。災害時における交通規制については、大規模  
な災害が発生した場合、迅速に災害応急対策を行うため、緊急交通路を指定し、緊急自動  
車や自衛隊車両、災害応急対策に従事することが確認され、標章の交付を受けた緊急通行  
車両のみが通行できるよう、一般車両の通行を制限することとなる。現行制度での緊急通  
行車両の確認は、発災時に緊急交通路が指定された場合、警察署や交通検問所に赴き、標  
章の交付を受ける必要がある。これまでも、発災時に速やかに確認ができるよう、事前届  
出制度を設け、緊急通行車両として使用予定の車両を予め届出をしてもらい、事前届出済  
証を交付していた。発災時は、最寄りの警察署や交通検問所において、事前届出済証を提  
示することで確認を早急に行うこととしていたが、この方法であっても、発災時に標章交  
付のため警察署や交通検問所に赴く必要があり、直ちに災害現場に向かうことができない  
との関係機関から制度改正についての要望があり、今回の改正に至っている。

改正によるメリットについては、緊急通行車両が発災時直ちに緊急交通路を通行し、災  
害現場に向かうことができ、迅速な災害応急対策が可能となる。警察としても、発災時の  
緊急通行車両の確認業務が大幅に減少するため、確認に従事する警察官を減らすことがで  
き、より多くの警察官を災害現場に派遣することが可能となる。

次に、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程及び訓令の改正について説明する。  
今回の災害対策基本法施行令の改正により、公安委員会の事務として、発災前の緊急通行  
車両の確認のほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付の手続が追加となる。現在、発  
災時における緊急通行車両の確認は、専決者が交通規制課長又は警察署長と規定されてい  
ることから、他の手続に関しましても同様の専決者としようとするものである。また、災  
害対策基本法施行令の改正に合わせ、緊急通行車両が関係する法令である、大規模地震対  
策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民  
の保護のための措置に関する法律施行令も同様の改正が行われることから、改正される各

法令の手續について、同様に専決者を交通規制課長又は警察署長としようとするものである。

行政手續法に基づく審査基準については、今回の各法令の改正に伴い、警察庁よりモデル審査基準が示されたことから、これに準じて改定するものである。施行日については、災害対策基本法施行令等の施行日と同日の令和5年9月1日としようとするものである。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員質疑 》

「関係機関からの要望により、制度改正がなされたことは良いことだと思う。制度改正には、どの程度の期間がかかったのか。」

→本部説明

「改正災害対策基本法施行令は、本年5月に公布されたところ、これまでに緊急交通路は、平成7年の阪神淡路大震災と平成23年の東日本大震災の2回指定されているほか、近年、全国で豪雨や地震等の自然災害が多く発生していることから、緊急通行車両が速やかに災害現場に向かうことができるよう関係機関や業界団体から制度改正の要望がなされたものと思われるが、法改正に要した期間については承知していない。」

《 委員質疑 》

「本改正により、本年9月1日施行前に全ての手続きが完了するということがよいか。」

→本部説明

「本改正のほか、緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領に関する通達も発出することとしており、施行前に必要な手続きが全て完了するものである。」

■個別会議

○ 交通企画課

審査請求に係る執行停止申立に対する決定についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

○ 監察課

監察課業務報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理についての説明、決裁